

# 復 興 整 備 計 画

岩 沼 市 ・ 宮 城 県

平成24年3月30日

<b>1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）</b>		
岩沼市の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり）		
<b>2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 今後十年から数百年に1回程度発生すると想定される津波及び高潮から人命や財産を守る。</li> <li>② 今後想定される最大級の津波に関しては、ハードとソフトの施策の組み合わせにより安全性を確保する。</li> <li>③ 高齢化や人口減少等を見据え、高齢者や子ども、女性、障がい者などに配慮したコンパクトなまちづくりを進める。</li> <li>④ 農地の大区画化と利用集積を図り、生産性の高い農業を実施する。</li> </ul>		
<b>3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）</b>		
(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向 「災害に強い地域づくり」の観点から、市道空港三軒茶屋線（第3次防潮）の西側へ沿岸集落の移転先を確保し、貞山堀（第2次防潮）と第3次防潮との間を農地等とする。第2次防潮より東側は防災林、公園・農地及び工業団地とする。		
(2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）		
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 東日本大震災の津波による被害を考慮して、海岸沿いに防潮堤（第1次防潮）を設置し、貞山堀護岸及び道路の嵩上げを行い、第2次防潮（貞山堀）及び第3次防潮（市道空港三軒茶屋線）を設置する。</li> <li>② 従来のコミュニティ確保及びコンパクトな市街地形成の観点から、第3次防潮の西側に沿岸集落の集団移転先の住宅団地（A地区及びB地区）及び災害公営住宅の住宅団地（C地区）を整備する。また、農地においては大区画化のためのほ場整備を推進するとともに、既存工業ゾーンの隣接地においては、被災地の地域経済活動の場として、農業的土地利用並びに再生可能エネルギーの導入及び医療関連産業の集積を図り雇用を創出するため新たに工業系開発を検討する。</li> <li>③ 第2次防潮から第3次防潮の間は農地とする。なお、既存工業ゾーンの隣接地においては、被災地の地域経済活動の場として、再生可能エネルギーの導入及び医療関連産業の集積を図り雇用を創出するため新たに工業系開発を検討する。</li> <li>④ 第2次防潮東側の沿岸部は、防災林、公園・農地及び工業用地とする。</li> <li>⑤ 沿岸部から市街地への避難路を整備する。</li> </ul>		
(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）		
<b>4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）</b>		
事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業		

(2) 土地改良事業		
(3) 復興一体事業		
(4) 集団移転促進事業	A地区	事業名称：集団移転促進事業（玉浦西地区） 実施主体：岩沼市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～25年度 集団移転促進事業に関する事項：別添「岩沼市防災集団移転促進事業計画書」のとおり
	B地区	事業名称：集団移転促進事業（三軒茶屋西地区） 実施主体：岩沼市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～25年度 集団移転促進事業に関する事項：別添「岩沼市防災集団移転促進事業計画書」のとおり
(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業		
(7) 津波防護施設の整備に関する事業		
(8) 漁港漁場整備事業		
(9) 保安施設事業		
(10) 液状化対策事業		

(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	C地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（玉浦西地区） 実施主体：岩沼市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～25年度
<b>5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）</b>		
平成23年度から平成29年度まで		
<b>6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）</b>		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	

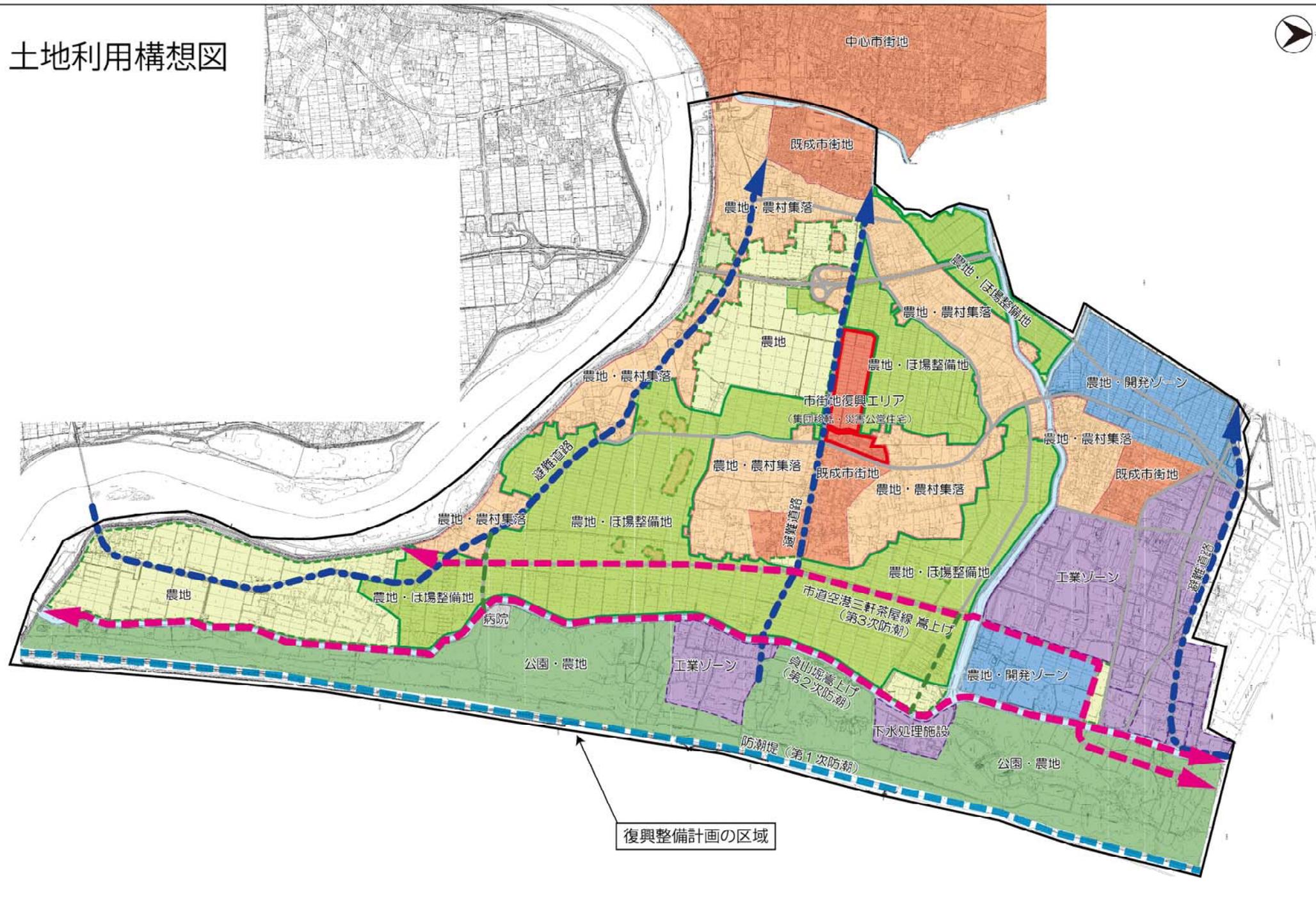
- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

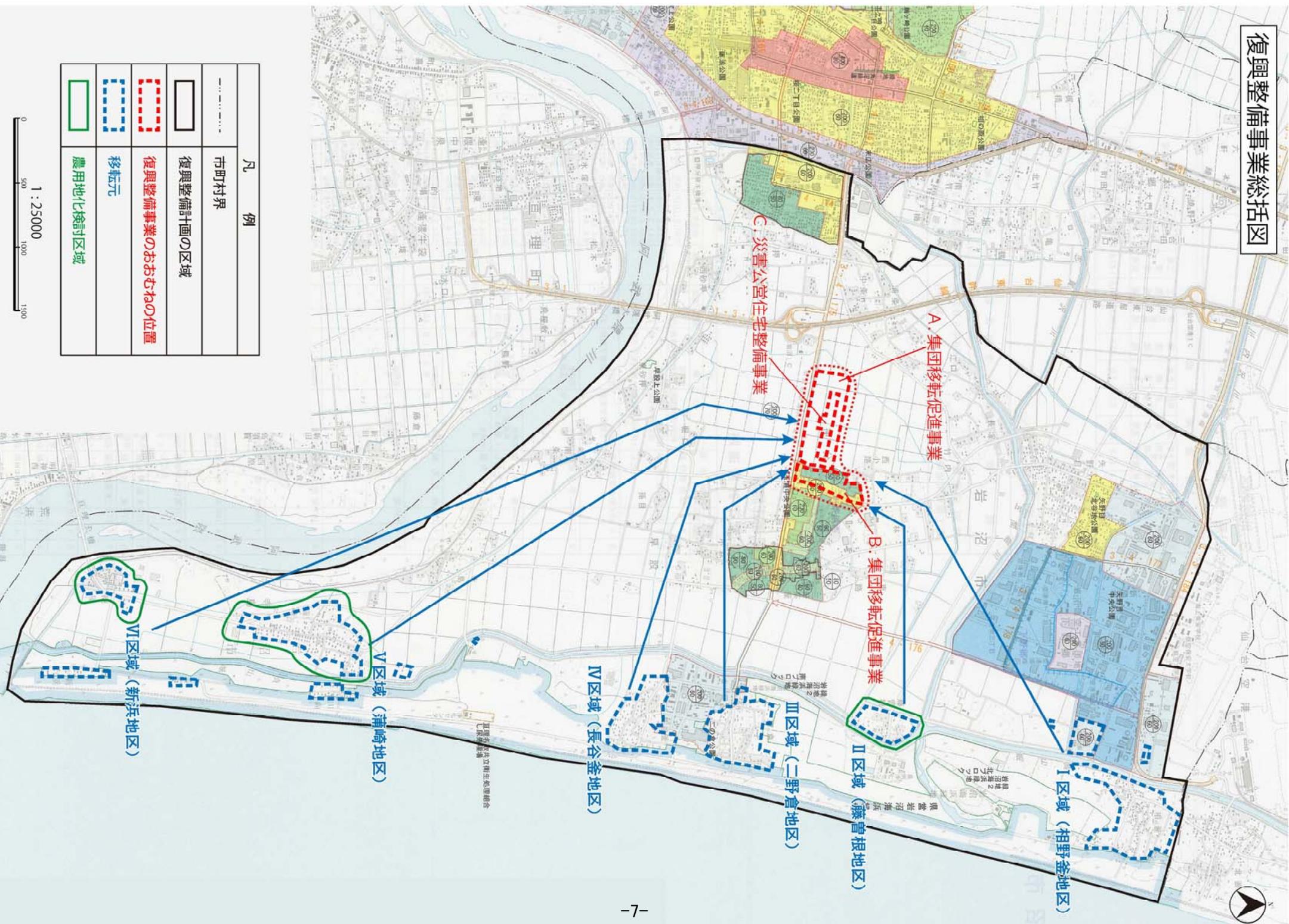
整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	集団移転促進事業	A地区	○										
			○										
2	その他施設の整備に関する事業	C地区	○										
			○										

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。  
 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。  
 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

# 土地利用構想図



# 復興整備事業総括図



凡 例	
---	市町村界
□	復興整備計画の区域
□	復興整備事業のおおむねの位置
□	移転元
□	農用地化検討区域



様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針
○本区域の被災農地は、用排水路の改修、塩分除去、土壌改良等による復旧を図るとともに、農業の復興及び発展のため、Ⅰ低コスト化 Ⅱ高付加価値化 Ⅲ多角経営化等を行い、生産性の高い農業経営の実現を目指す。
② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）
Ⅰ低コスト化については、ほ場整備事業等による農地の面的な集約化を行う。 特に津波により被災（浸水）した農地等について東日本大震災復興交付金を活用し、農山漁村地域の復興を目的とした農地等の生産基盤整備（区画整理A=553.0ha）事業を行う。この事業により単なる原形復旧だけではない、大区画化により農地の面的な集約、経営の大規模化、高付加価値化を行い、収益性の高い農業経営の実現を目指し、復旧・復興を加速化させる。 地区名 岩沼地区 面積 A=553.0ha Ⅱ高付加価値化については、地場産品のブランド化を行う。 Ⅲ多角経営化については、経営の大規模化、6次産業化等による農業生産施設や加工施設の整備を行う。

(注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。  
(2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）
○震災による大規模な地盤沈下や、津波による塩害から農地を原形に復旧させ、単なる復旧にとどまることなく、地域の合意形成を図り大規模なほ場整備を実施することにより、換地による農業用施設や園芸団地等の創出を行い、引き続き、農業振興地域にある農地を優良農地として確保する。 ○集団移転跡地は農業振興地域内農用地区域として設定し、ほ場整備を行うことを検討するとともに、耕作放棄地の発生を抑制し、農地の確保・有効利用を図る。 ○復興によるほ場整備を実施した農地については農用地区域とし、復興整備計画の期間中は除外を認めないこととするとともに、計画期間が満了した後も優良農地としての確保を原則とする。
② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）
○被災した農地概ね1,200haは、農地として復旧・復興することを基本とし、そのうち553.0ha（予定）については、ほ場整備を実施することにより、農地の集約化・大規模化・高付加価値化による利用効率向上を図る。 ○集団移転跡地のうち、周辺農地との一体的な利用が可能な蒲崎、新浜地区の一部は、農用地区域として整備及び利用を検討する。
③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況
別紙様式のとおり

(注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。  
(2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業 主体	施行 予定 年度	予定人口 (世帯数) の規模等	土地利用 区分	移転元との関連
					農地 面積	農振地 域面積	農用地 区域面積					
A地区	玉浦西地区	集団移転促 進事業	住宅地	15.5ha	15.5ha	15.5ha	15.5ha	岩沼市	H23～25	770人 (192戸)	市街化 調整区域	・移転元：I～VI、107ha 市街化調整区域 770人(192戸) 移転跡地：公園及び農地
C地区	玉浦西地区	災害公営住 宅整備事業	住宅地	4.5ha	4.5ha	4.5ha	4.5ha	岩沼市	H23～25	820人 (224戸)	市街化 調整区域	・移転元：I～VI、107ha 市街化調整区域 620人(156戸) 移転跡地：公園及び農地 ・移転元：当該区域内のI～ VI以外からの災害公営住宅 利用希望者 200人/820人（68戸/224戸）
計				20ha	20ha	20ha	20ha			1,590人 (416戸)		

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に打消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注)
- 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
  - 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
  - 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
  - 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
  - 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（I、II、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名：玉浦西 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	国営かん がい排水 事業	名取川地区	農林水産 省	4,450ha	S42～ S60	20ha 用排水路	完了	直轄	住居を安全な場所へ移転するため、必要な宅地面積を確保する必要があるが、当該事業受益地以外には確保できないため、現在新興住宅地として事業施行中の三軒茶屋西地区土地区画整理事業の西側へ集団的に移転を行う予定。 また、移転先開発地を事業区域から除外することについては、宮城県仙台地方振興事務所、名取土地改良区と平成24年3月に調整済みであり、農業用排水路については、機能維持を図ることで同事務所、同改良区と平成24年3月に調整済み。
2	県営かん がい排水 事業	名取川地区	宮城県	3,773ha	S45～ H3	20ha 用排水路	完了	補助	住居を安全な場所へ移転するため、必要な宅地面積を確保する必要があるが、当該事業受益地以外には確保できないため、現在新興住宅地として事業施行中の三軒茶屋西地区土地区画整理事業の西側へ集団的に移転を行う予定。 また、移転先開発地を事業区域から除外することについては、宮城県仙台地方振興事務所、名取土地改良区と平成24年3月に調整済みであり、農業用排水路については、機能維持を図ることで同事務所、同改良区と平成24年3月に調整済み。
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>移転先の開発地からの汚水排水については、開発地南側の流域下水道（阿武隈川幹線）へ放流し、県南浄化センターにて処理する計画としている。また雨水排水については、移転先開発地に計画整備される調整池で流量調整を行った後、開発地外の二野倉排水路（下水道事業として整備予定）を経由して河川に放流する計画としており、周辺農地での営農に支障は生じない。</p>									

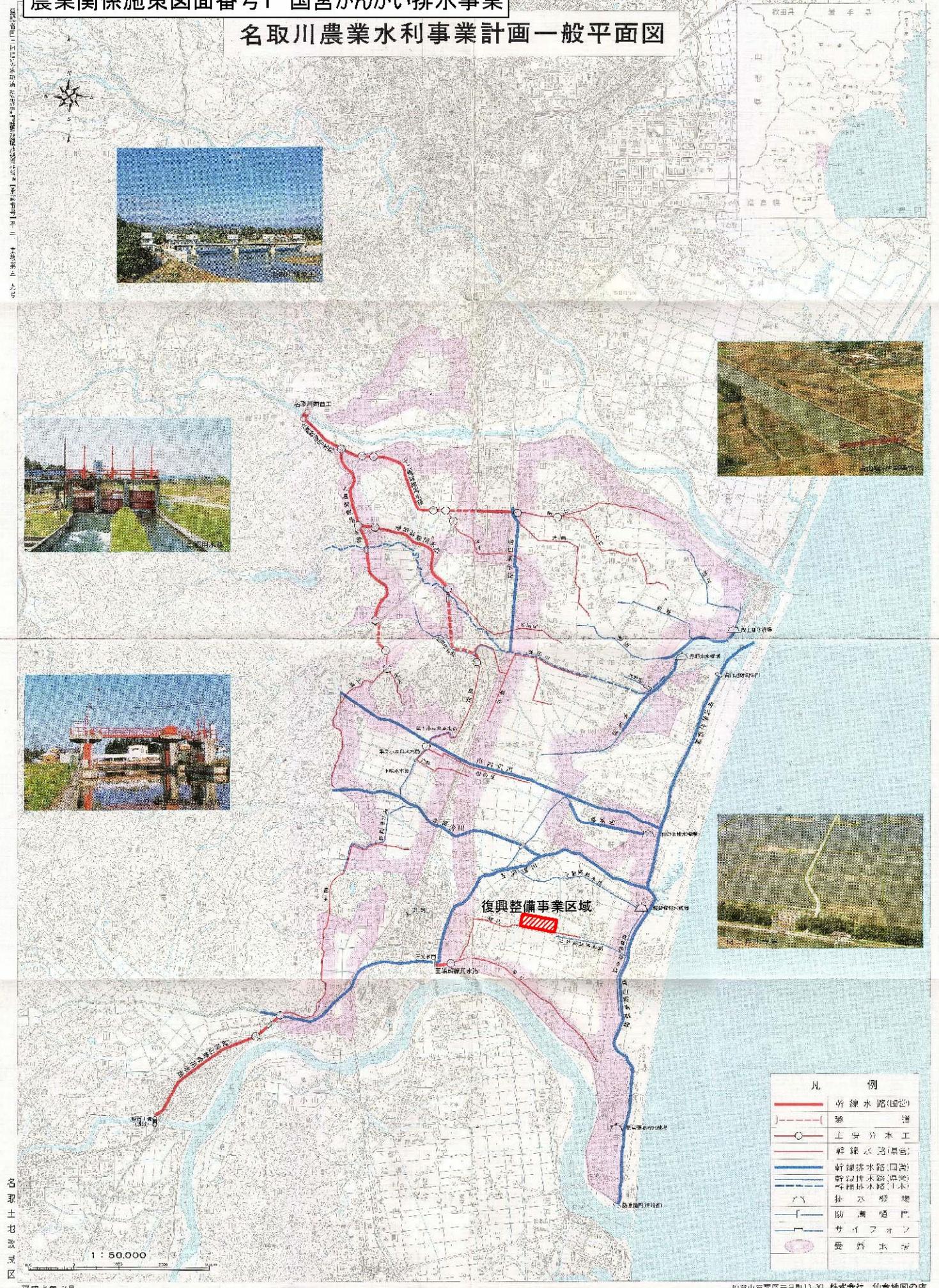
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

平成25年度予定（農用地利用計画の変更）  
市街化区域編入の実施予定等については、今後検討する。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

農業関係施策図面番号1 国営かんがい排水事業

名取川農業水利事業計画一般平面図



凡 例	
	幹線水路(国営)
	支線
	主要分水工
	幹線分水工
	新築排水路(国営)
	新築排水路(旧営)
	新築排水路(旧営)
	排水機場
	防濁施設
	サイフォン
	受益水路

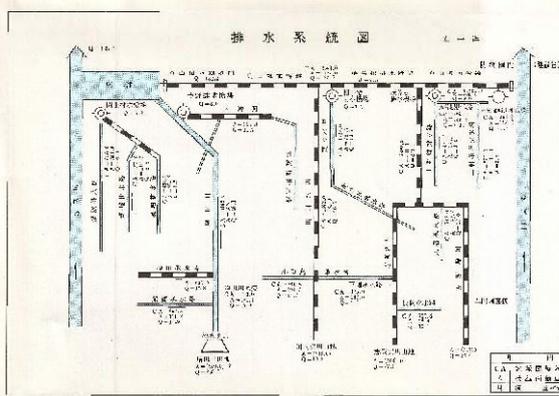
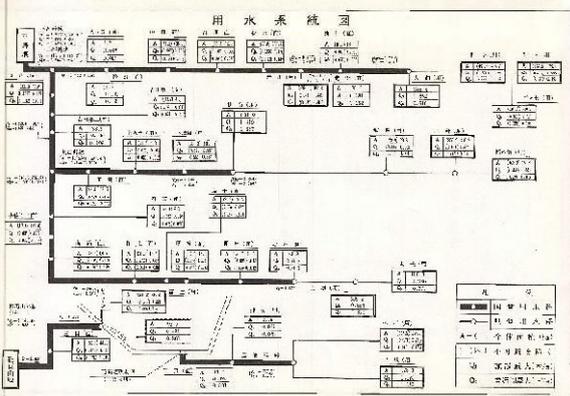
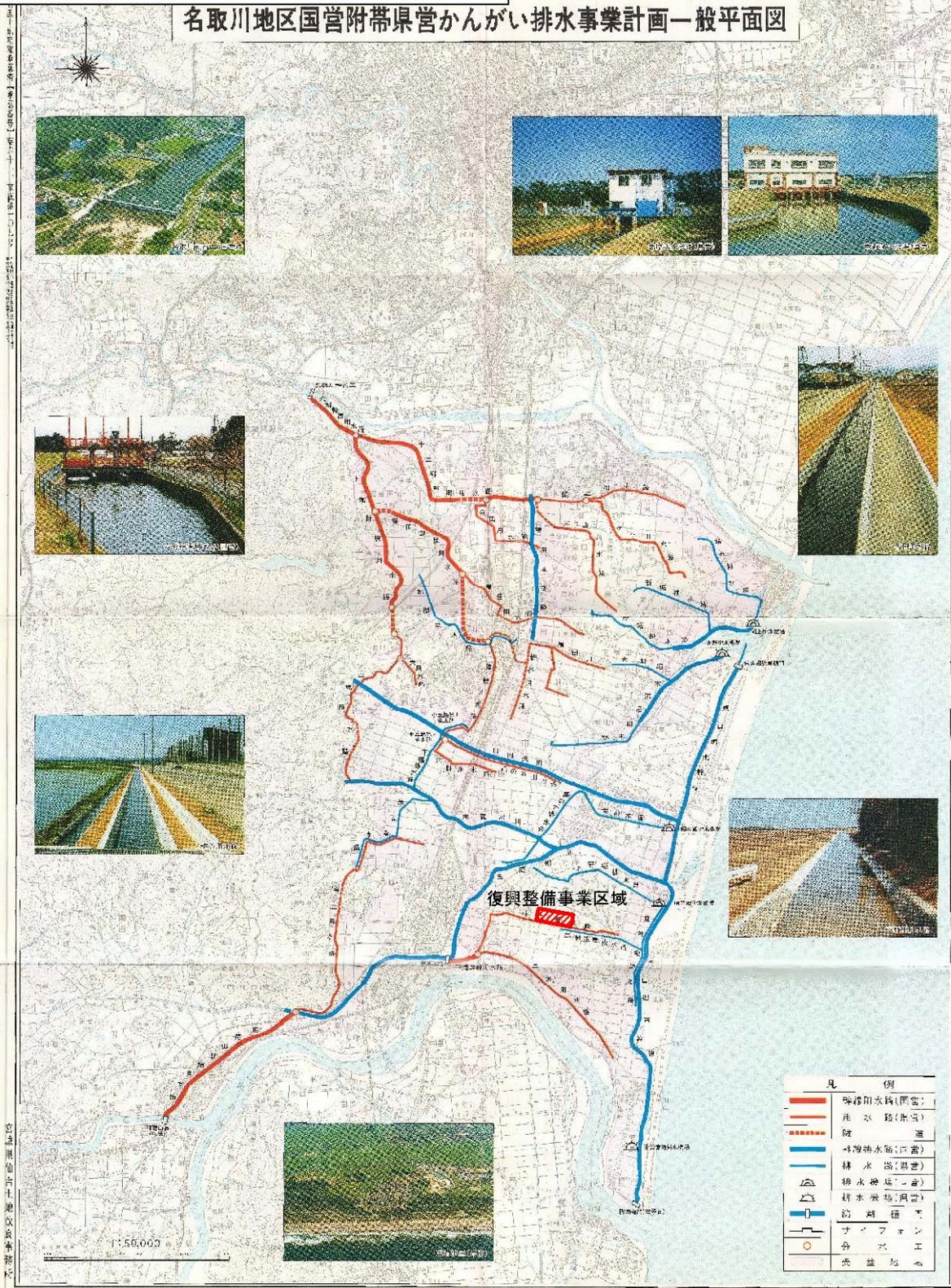
1 : 50,000

名取川七沢地区

平成3年2月

山形県農業区画整理(13.30)株式会社 仙台地元の店

名取川地区国営附帯県営かんがい排水事業計画一般平面図



農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	集団移転促進事業	玉浦西地区	岩沼市
災害公営住宅整備事業	玉浦西地区	岩沼市	

図面記号									
A・C									
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
			別紙のとおり						
	計		189,885 ㎡(田 186,218 ㎡ 畑 3,667 ㎡)						
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>1 土砂の流出その他の被害防除 土砂の流出防止措置としては、法面を安定勾配とすることとしており、また、法面を設けられな部分には擁壁を配置する。雨水については、道路側溝により集水し調整池で流量調整を行った後、開発地外の農業用排水路を経由して貞山堀に放流する。汚水排水は下水道の整備を行うため農業用排水路への放流は行わない。農業用排水路の使用については、名取土地改良区と平成24年3月19日付けで調整済み。</p> <p>2 農道及び農業用排水路の機能確保 開発地内に存する農道及び農業用排水路については、名取土地改良区と平成24年3月19日付け協議済み。</p>								

## (別紙) 土地の所在等

所 在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用 区 分	
		登記簿	現況		農振法	都市計 画法
岩沼市押分字新筒下	105-1	田	田	1,537	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	14-2	田	田	692	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	95-1	田	田	1,147	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	29-2	田	田	751	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	19-1	田	田	1,187	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	20	田	田	396	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	46	田	田	2,003	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	113	田	田	547	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	97	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	98	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	7-1	田	田	881	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	27	田	田	579	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	59	田	田	2,003	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	94	田	田	1,196	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	99	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	84-1	田	田	694	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	106	田	田	1,150	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	106-1	田	田	872	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	107	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	111	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	104	田	田	2,003	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	96-1	田	田	370	農用地	市街化 調整区域

## (別紙) 土地の所在等

所 在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用 区 分	
		登記簿	現況		農振法	都市計 画法
岩沼市押分字新筒下	33-1	田	田	245	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	34	田	田	1,130	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	34-1	田	田	826	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	35	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	101	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	102	田	田	595	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	105	田	田	466	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	81	田	田	1,586	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	73	田	田	1,804	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	73-1	田	田	198	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	74	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	75	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	121	田	田	1,157	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	121-1	田	田	297	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	121-2	田	田	568	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	118	田	田	2,003	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	18-1	田	田	1,189	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	47	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	42	田	田	1,289	農用地	市街化 調整区域

## (別紙) 土地の所在等

所 在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用 区 分	
		登記簿	現況		農振法	都市計 画法
岩沼市押分字新筒下	43	田	田	1,765	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	43-1	田	田	257	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	82	田	田	2,003	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	20-1	田	田	783	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	72-2	田	田	714	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	6-1	田	田	874	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	69	田	田	2,003	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	70	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	39	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	44	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	45	田	田	2,003	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	36	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	95	田	田	643	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	55	田	田	1,494	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	94-1	田	田	826	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	37	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	51	田	田	1,619	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	52	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	40	田	田	1,685	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	10-1	田	田	816	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	53	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	54	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域

## (別紙) 土地の所在等

所 在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用 区 分	
		登記簿	現況		農振法	都市計 画法
岩沼市押分字新筒下	55-1	田	田	509	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	11-1	田	田	859	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	12	田	田	912	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	13-1	田	田	955	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	29-1	田	田	307	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	30-3	田	田	328	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	113-3	田	田	767	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	114	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	24-1	田	田	1,108	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	25-1	田	田	1,104	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	30-1	田	田	760	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	31-1	畑	畑	699	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	119	田	田	2,003	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	120	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	49	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	50	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	14-1	田	田	312	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	15-1	田	田	1,043	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	16-1	田	田	1,104	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	17-1	田	田	1,138	農用地	市街化 調整区域

## (別紙) 土地の所在等

所 在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用 区 分	
		登記簿	現況		農振法	都市計 画法
岩沼市押分字新筒下	83	田	田	2,003	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	84	田	田	1,328	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	72-1	田	田	396	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	89	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	90	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	23-1	田	田	1,107	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	96-2	田	田	446	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	71	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	72	田	田	892	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	115	田	田	1,024	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	115-1	田	田	998	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	116	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	56	田	田	2,003	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	57	田	田	1,388	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	57-1	田	田	634	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	58	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	34-2	田	田	66	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	100-1	田	田	1,031	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	108	田	田	2,003	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	109	田	田	2,003	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	26-1	田	田	1,090	農用地	市街化 調整区域

## (別紙) 土地の所在等

所 在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用 区 分	
		登記簿	現況		農振法	都市計 画法
岩沼市押分字新筒下	40-1	田	田	337	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	51-1	田	田	403	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	80	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	41	田	田	2,003	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	42-1	田	田	714	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	21-1	田	田	1,200	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	22-1	田	田	1,167	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	32-1	畑	畑	945	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	81-1	田	田	436	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	28-1	田	田	481	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	28-2	田	田	599	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	27-1	田	田	511	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	38	畑	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	102-1	田	田	1,428	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	103	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	110	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	8	田	田	852	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	9-1	田	田	827	農用地	市街化 調整区域

## (別紙) 土地の所在等

所 在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用 区 分	
		登記簿	現況		農振法	都市計 画法
岩沼市押分字新筒下	78	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	113-1	田	田	401	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	113-2	田	田	329	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	117	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	77	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	79	田	田	958	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	96	田	田	773	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	112	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	76	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	85-1	田	田	634	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	86	田	田	2,003	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	87	田	田	2,003	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	88	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	91	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	92	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	93	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	48	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域

## (別紙) 土地の所在等

所 在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用 区 分	
		登記簿	現況		農振法	都市計 画法
岩沼市押分字新筒下	33	田	田	1,084	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	33-2	田	田	401	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	85	田	田	1,388	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	79-1	田	田	1,064	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	122	田	田	1,844	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	100	田	田	991	農用地	市街化 調整区域
計 145筆	189,885㎡	(田 186,218㎡		畑 3,667㎡)		

事業実施年度	自平成23年度 至平成25年度
--------	--------------------

# 岩沼市防災集団移転促進事業計画書

都道県名	市町村名
宮城県	岩沼市

## 1 移転促進区域

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
相野釜地区	m <sup>2</sup> 257, 198 (147, 458)	未指定	戸 116	戸 116	戸 0	今回の東日本大震災により、本市東部沿岸の6地区は全ての住宅が全壊となるなど、壊滅的な状況となった。 当該地は今後、岩沼市震災復興計画に基づき、津波防御施設が整備された場合でもL2津波襲来時には2.0～8.0mの浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
藤曽根地区	77, 635 (29, 371)		19	19	0	
二野倉地区	192, 803 (109, 171)		91	91	0	
長谷釜地区	153, 160 (98, 222)		74	74	0	
蒲崎地区	274, 898 (164, 480)		128	128	0	
新浜地区	109, 944 (51, 646)		43	43	0	
計	1, 065, 638 (600, 348)		471	471	0	

- (注) 1 「移転促進区域名」欄に記入する区域名には、A区域、B区域等の符号を用いても差し支えない。  
 2 「移転促進区域の面積」欄には、上段に地区面積、下段括弧内に住宅用地（住宅の用に供する土地）面積を記入すること。  
 3 「災害危険区域の指定」欄には、既に災害危険区域が指定されている場合には指定年月日及び建築制限内容を記入すること。  
 4 「集団移転が必要な理由」欄には、当該区域の住宅を集団移転させる必要性を記入すること。  
 5 移転促進区域の位置及び状況が判断できる位置図及び区域図を添付すること。  
 (位置図) 縮尺1万分の1の図面に全ての移転促進区域を朱線で明示し、区域名を記載すること。  
 (区域図) 移転促進区域毎に縮尺5千分の1以上の図面に移転促進区域を朱線で明示し、区域内の土地について境界を黒線で明示した上で、被災前の土地利用の区分に従って色分けし、区分毎に通し番号を付すこと。  
 宅地（住宅敷地） …赤（公有地の場合は赤斜線）  
 宅地（住宅敷地以外） …青（公有地の場合は青斜線）  
 農地 …緑（公有地の場合は緑斜線）

## 2 移転促進区域内にある住居の数等

移転促進区域名	住居数		世帯数		住民数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現在	移転	現在	移転	現在	移転	
相野釜地区	戸 116	戸 ( 87 ) 116	世帯 230	世帯 ( 172 ) 230	人 513	人 ( 385 ) 513	
藤曾根地区	19	( 14 ) 19	20	( 15 ) 20	80	( 59 ) 80	
二野倉地区	91	( 76 ) 91	101	( 84 ) 101	359	( 300 ) 359	
長谷釜地区	74	( 59 ) 74	82	( 65 ) 82	274	( 218 ) 274	
蒲崎地区	128	( 104 ) 128	133	( 108 ) 133	490	( 398 ) 490	
新浜地区	43	( 37 ) 43	46	( 40 ) 46	167	( 144 ) 167	
計	471	( 377 ) 471	612	( 484 ) 612	1,883	( 1,504 ) 1,883	

- (注) 1 住居数、世帯数および住民数の欄には、それぞれ計画策定時の数値を記入すること。なお、この数値には、事業計画の策定時に移転促進区域に現に居住している者のほか、災害に伴う住宅の滅失・損壊等により応急仮設住宅に入居している者、他の地域に避難している者等で従前地に引き続き居住する意向を有する者に係る住居数、世帯数及び住民数を含むものとする。
- 2 住居数、世帯数及び住民数の「移転」欄には、「現在」欄に記入した数値の住居、世帯及び住民のうち移転促進区域外へ移転するものの数値をそれぞれ記入し、そのうち本事業により整備する住宅団地へ移転するもの（住宅団地内に整備される公営住宅（災害公営住宅を含む。以下同様）に移転するものを含む）の数値を上段括弧内に記入すること。
- 3 住居数の計における「移転」欄の上段括弧内の数値が下段の数値の2分の1未満の場合には、その理由を「住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性」欄に記入すること。

### 3 住宅団地及び住宅敷地等の整備

#### (1) 住宅団地の整備

住宅団地名	住宅団地面積											⑤ 合 計	用地選定の理由	整備前の土地利用状況
	住宅用地			関連公共施設等用地					公益的施設用地					
	住宅敷地		用① 公 営 住 宅	② 面 積 計	道 路	集 会 施 設	広 場	そ の 他	③ 面 積 計	公 益 的 施 設	④ 住宅団地に 占める割合			
	区 画 数	面 積												
玉浦西地区	区画	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	本地区は既存土地区画整理事業地区に隣接した地区であり、コンパクトな市街地の形成、安全性、利便性、造成・維持管理コスト等の観点から最適であると判断した。	農地
	192	(63,360) 70,500	(31,200) 44,800	(94,560) 115,300	38,300	1,600	19,000	4,900	63,800	16,500	(9.4%) 8.4%	(174,860) 195,600		
三軒茶屋西地区													本地区は既存の土地区画整理事業地区の一部であり、移転までの期間短縮、安全性、造成コスト等の観点から最適であると判断した。	宅地
	29	(0) 7,800	(0) 0	(0) 7,800	0	0	0	0	0	0	(0.0%) 0.0%	(0) 7,800		
計	区画	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		
	221	(63,360) 78,300	(31,200) 44,800	(94,560) 123,100	38,300	1,600	19,000	4,900	63,800	16,500		203,400		

- (注) 1 住宅用地の「住宅敷地」欄及び「公営住宅用地」欄には、移転促進区域からの移転者に対する住宅敷地、公営住宅用地の別にそれぞれの面積等を記入すること。
- 2 住宅敷地平均面積が330m<sup>2</sup>を超える場合には、住宅用地の「住宅敷地」欄の上段括弧内に住宅敷地平均面積を330m<sup>2</sup>とした場合の数値を記入すること。
- 3 公営住宅の一部にしか移転促進区域からの移転者が入居しない場合には、公営住宅用地面積を公営住宅全体戸数に占める当該移転者が入居する戸数で按分して算出した数値を「公営住宅用地」欄の上段括弧内に記入するとともに、住宅用地の「面積計」欄及び公益的施設用地の「住宅団地に占める割合」欄及び「合計」欄についても公営住宅用地面積を上段括弧内の数値とした場合の値をそれぞれの欄の上段括弧内に記入すること。
- 4 関連公共施設等用地のうち「道路」欄には、住宅団地内道路の面積を記入するものとし、取付道路の面積は含まないこと。
- 5 「用地選定の理由」欄には、当該住宅団地の位置が安全性、移転者の生活等の利便性、交通アクセス、造成・維持管理コスト等の観点から他の候補地と比較考量した結果、最適であると判断した理由を記入すること。
- 6 「整備前の土地利用状況」欄には、農地、宅地、山林、公有水面等整備前の土地利用状況を地目により記入すること。
- 7 住宅団地ごとに、土地利用計画図を添付すること。  
なお、土地利用計画図には、住宅敷地、公営住宅用地、道路、広場、集会施設用地等についてその配置を表示すること。

(2) 住宅敷地等の整備

住宅団地名	住宅敷地等の数			①住宅敷地 総面積	②住宅敷地 平均面積	備 考
	住宅敷地	公営住宅	計			
玉浦西地区	区画 192	戸 156	348	m <sup>2</sup> 70,500	m <sup>2</sup> 367	
三軒茶屋西地区	29	0	29	7,800	269	
計	221	156	377	78,300		

- (注) 1 住宅敷地等の数の「住宅敷地」欄には、移転促進区域からの移転者に貸付又は分譲される住宅敷地の区画数を記入すること。  
 2 住宅敷地等の数の「公営住宅」欄には、移転促進区域からの移転者が入居する公営住宅の戸数を記入すること。  
 3 「住宅敷地総面積」欄には、様式3(1)の住宅用地のうち住宅敷地の「面積」欄の下段の数値を記入すること。  
 4 「住宅敷地平均面積」欄には、「住宅敷地総面積」欄の数値を住宅敷地等の数の「住宅敷地」欄の数値で除した数値を記入すること。

(3) 住宅敷地等の整備費用

住宅団地名	面積			④用地取得費	⑤用地取得単価 =④/①	⑥住宅敷地造成費	⑦住宅敷地整備費 = (④*②/①) +⑥	⑧関連公共施設等用地造成費	⑨関連公共施設用地等整備費 = (④*③/①) + ⑧
	①総面積	②住宅敷地面積 =3(2)①	③関連公共施設等用地面積 =3(1)③						
玉浦西地区	m <sup>2</sup> 150,800	m <sup>2</sup> 70,500	m <sup>2</sup> 63,800	千円 582,966	千円 3.9	千円 1,170,935	千円 1,443,475	千円 416,886	千円 663,525
三軒茶屋西地区	7,800	7,800	0	332,057	42.6	0	332,057	0	0
計	158,600	78,300	63,800	915,023		1,170,935	1,775,532	416,886	663,525

※用地取得単価については、鑑定評価が未着手であるため、今後精査した結果変動がある。

- (注) 1 面積の「①総面積」欄には、様式3(1)「⑤合計」欄の下段の数値から様式3(1)「①公営住宅用地」欄の下段の数値を差引いた数値を記入すること。  
2 面積の「②住宅敷地面積」欄には、様式3(2)「①住宅敷地総面積」の数値を記入すること。

(4) 住宅敷地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地 整備費 =3(3)⑦	④分譲地の 分譲価格	⑤分譲地の 市場価格	⑥住宅敷地 の平均面積 =3(2)②	⑦=330/⑥ ※1以上の時 は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))*⑦
	貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
玉浦西地区	区画 192	区画 0	区画 192	m <sup>2</sup> 70,500	m <sup>2</sup> 0	m <sup>2</sup> 70,500	千円 1,443,475	千円 0	千円 0	m <sup>2</sup> 367	0.89872	千円 1,297,280
三軒茶屋西地区	29	0	29	7,800	0	7,800	332,057	0	0	269	1.0	332,057
計	221	0	221	78,300	0	78,300	1,775,532	0	0			1,629,337

- (注) 1 分譲地の分譲価格及び市場価格の根拠となる資料を添付すること。  
 2 ⑦は小数点6桁以降を切り捨てること。

(5) 公益的施設用地の整備

住宅団地名	公益的施設名	施設用地の面積等	用地の分譲・借地の区分及び分譲・借地先	住宅団地に占める割合	備考
玉浦西地区	生活利便施設	施設用地の面積 16,500m <sup>2</sup>	未定	9.4%	

- (注) 1 公益的施設用地を借地とする場合は、その理由を備考欄に記入すること。  
 2 「住宅団地に占める割合」欄には、様式3(1)の公益的施設用地の「④住宅団地に占める割合」欄の上段括弧の数字を記入し、その割合が住宅団地面積の30%を超える場合には、その理由を備考欄に記入すること。

(6) 公益的施設用地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	公益的施設用地の区画数			公益的施設用地の面積			③用地取得費 =3(3)⑤*②	④用地造成費	⑤分譲地の 分譲価格	⑥分譲地の 市場価格	⑦補助対象経費 =(③+④)-Max(⑤, ⑥)
	貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計					
	区画	区画	区画	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	千円	千円	千円	千円	千円
玉浦西地区			未定			16,500	63,786	274,049	0	0	337,835
計						16,500	63,786	274,049	0	0	337,835

4 移転者の住宅団地における住宅建設等に対する助成措置

助 成 措 置	助 成 内 容	補助対象経費	対象戸数	備 考
住宅の建設または購入	住宅建設1戸あたり444万円を限度額として一括して補助する。	千円 981,240	戸 221	
計	/	981,240	221	/

## 5 関連公共施設の整備

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
玉浦西地区	団地内道路	区画道路 W=12m L=1,143m W= 6m L=3,853m 特殊道路 W= 6m L= 64m	千円 453,511	千円 453,511
	飲用水給水施設	VP L=5,060m	205,942	205,942
	公園・緑地	3箇所 A=19,000㎡ 内1箇所は調整池併用型公園 (A=15,000㎡ 湛水量12,000t)	902,000	902,000
	雨水排水	雨水排水 L=200m	44,000	44,000
	水路	農業用水路付替 W=2m L=214m	23,540	23,540
	集会施設	3箇所	30,000	30,000
三軒茶屋西地区	公共施設整備済		0	0
計			1,658,993	1,658,993

- (注) 1 「施設内容」欄には、それぞれの施設の規模、構造、数量等を記入すること。  
2 土地利用計画図(3(1)の(注)7)に各施設の設置箇所を明示すること。

6 移転促進区域内における宅地及び農地の買取り計画及び利用計画

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買取費 千円	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地		
	住宅用地	その他		住宅用地	その他			
相野釜地区	m <sup>2</sup> (147,458) 147,458	m <sup>2</sup> (21,246) 1,802	m <sup>2</sup> (88,494) 88,494	円 9,800	円 9,800	円 500	1,506,995	農地及び千年希望の丘 (防災緑地)として利用予定
藤曽根地区	(29,371) 29,371	(4,636) 0	(43,628) 43,628	7,700	7,700	500	247,971	
二野倉地区	(109,171) 109,171	(23,222) 2,552	(60,410) 60,410	8,400	8,400	500	968,678	
長谷釜地区	(98,222) 98,222	(16,924) 0	(38,014) 38,014	8,500	8,500	500	853,894	
蒲崎地区	(164,480) 164,480	(22,962) 1,009	(87,456) 87,456	7,500	7,500	500	1,284,896	
新浜地区	(51,646) 51,646	(7,006) 898	(51,292) 51,292	6,100	6,100	500	346,164	
計	(600,348) 600,348	(95,996) 6,261	(369,294) 369,294				5,208,598	

※買取単価については、鑑定評価が未着手であるため、今後精査した結果変動がある。

(注) 1 「宅地等買取面積」欄には、上段括弧内に買取対象以外の土地を含む面積を記入すること。

7 移転促進区域内における建築制限その他土地利用の規制

移転促進区域名	建築制限の態様	条例施行月日	備 考
相野釜地区	<p>建築基準法第39条に基づく災害危険区域に指定する。</p> <p>なお、災害危険区域は2地域に区分する。貞山堀より東側の区域は住居の用に供する建築物を建築してはならない。</p> <p>貞山堀より西側の区域は津波に対して構造耐力上安全な建築物以外の建築物を建築してはならない。</p>	<p>移転促進区域は、平成24年度中に災害危険区域の指定を行う予定</p>	
藤曾根地区			
二野倉地区			
長谷釜地区			
蒲崎地区			
新浜地区			

- (注) 1 「建築制限の態様」欄には、移転促進区域内における建築物の建築禁止その他建築物の建築に関する制限の態様を記載すること。
- 2 既に当該移転促進区域に係る条例が制定されている場合には、その条例を添付すること。
- 3 条例が未制定の場合で、条例制定の予定がある場合は、その施行予定月日を「条例施行月日」欄に施行予定として記載するとともに、条例案その他内容の把握できるものを添付すること。

8 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備その他移転者の生活確保

(1) 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
玉浦西地区	農業共同施設	区画面積 4,500㎡ (1箇所)	千円 49,720	千円 49,720
計			49,720	49,720

- (注) 1 「施設内容」欄には、施設の規模、構造、数量等を記入すること。  
 2 土地利用計画図(3(1)の(注)7)に各施設の設置箇所を明示すること。

(2) その他の事項

住宅団地名	その他の事項	備考

- (注) 1 移転者の生活確保等について、必要に応じて記入すること。

9 移転者の住居の移転に対する補助

区 分	助 成 内 容	補助対象経費	対象戸数	備 考
離農等をする場合	移転促進区域から住居を移転するとともに離農した場合、 一戸あたり2,372,000円を上限として補助する。	千円 189,760	戸 80	
その他の場合	移転促進区域から住居を移転した場合、一戸あたり780,000 円を上限として補助する。	304,980	391	
計		494,740	471	

(注) 1 住居の移転に対する助成の基準を地方公共団体において定めている場合は、その要綱等を添付すること。

## 10 集団移転促進事業の実施に必要な経費および資金計画

### (1) 総括表

事業の種類	事業名	事業内容	事業年度	特例の必要の有無	総事業費	左の財源内訳					備考	
						補助限度額	補助対象経費	国庫支出金	都道府県支出金	一般財源		その他
住宅団地用地取得及び造成	住宅団地用地取得	用地買収	23	/	915,023							
	住宅団地用地造成	造成	24	/	1,861,870							
	小計				2,776,893	2,776,893	2,630,697	2,301,859		475,034		
住宅建設等助成	移転先住宅建設等助成	利子補助	25	/	981,240	981,240	981,240	858,585		122,655		
公共施設整備	公共施設整備	公共施設整備	24-25	○	1,658,993	1,246,188	1,658,993	1,451,618		207,375		防災調整池機能の設置に大きな費用を要するため
宅地及び農地の買取り	宅地、農地の買取り	宅地、農地の買取り	24	/	5,208,598		5,208,598	4,557,523		651,075		
農林水産業基盤等整備	共同作業所等整備	共同作業所等整備	25	/	49,720	49,720	49,720	43,505		6,215		
移転費助成	移転費助成	引越費用等助成	25	/	494,740	494,740	494,740	432,897		61,843		
合計					11,170,184		11,023,988	9,645,987		1,524,197		

(注) 1 住宅団地用地の取得及び造成費が補助基本額を超える場合には、「特例の必要の有無」欄に○を付し、様式10(2)住宅団地候補地の比較表に必要事項を記入し添付すること。

2 公共施設整備費が補助基本額を超える場合には、「特例の必要の有無」欄に○を付し、その理由を備考欄に記入すること。

(2)住宅団地候補地の比較表

住宅団地候補地	地目	買収単価 (1 m <sup>2</sup> 当たり)	経済性	利便性	安全性	用地取得の 容易性	総合評価	備 考
		円						

- (注) 1 評価項目について○、△、×で評価すること。  
 2 評価項目については必要に応じて適時追加及び変更しても構わない。  
 3 1つの住宅団地候補地だけでなく、比較した全ての住宅団地候補地について記入すること。  
 4 経済性については、買収単価、造成費などの住宅団地の整備費用を評価すること。  
 5 用地取得の容易性については地権者の数、地権者の事業への理解度などを勘案して評価すること。  
 6 移転促進区域及び住宅団地候補地の位置の分かる資料を添付すること。

(3) 年度別計画

事業の種類	平成23年度	平成24年度	平成25年度			合計
住宅団地用地取得及び造成	千円 (582,966) 510,095	千円 (1,982,057) 1,618,731	千円 (211,870) 173,033			千円 (2,776,893) 2,301,859
住宅建設等助成	(0) 0	(0) 0	(981,240) 858,585			(981,240) 858,585
公共施設整備	(0) 0	(881,540) 771,347	(777,453) 680,271			(1,658,993) 1,451,618
宅地及び農地の買取り	(0) 0	(5,208,598) 4,557,523	(0) 0			(5,208,598) 4,557,523
農林水産業基盤等整備	(0) 0	(0) 0	(49,720) 43,505			(49,720) 43,505
移転費助成	(0) 0	(0) 0	(494,740) 432,897			(494,740) 432,897
合計	(582,966) 510,095	(8,072,195) 6,947,601	(2,515,023) 2,188,291			(11,170,184) 9,645,987

(注) 1 それぞれの年度ごとに上段括弧内には総事業費、下段には補助額（復興交付金交付額）を記入すること。